

福島県道路除雪表彰事業実施要綱

(目的)

第1条 県土面積の約85%が積雪寒冷特別地域である本県において、除雪業務は、高齢化に伴う車への依存度の高まりや道路利用者、沿線住民のニーズが多様化する中、冬期の交通を確保し、安定した地域住民の生活や経済活動を支える上で極めて重要な業務である。

一方で、昼夜を問わず行われる除雪業務や除雪機械の維持経費への負担など業務環境は厳しいことから、除雪業務への敬遠や担い手不足、オペレーターの高齢化が進んでいるのが現状である。

本事業は、このような厳しい業務環境において、永年にわたり除雪業務に取り組まれた企業や団体（以下、「企業等」という。）及び現場の最前線で除雪業務に献身的に取り組まれ、技術的にも優秀で後進の見本となっている民間の方々に対して、これまでの除雪業務への苦勞と社会的貢献に敬意を表するため感謝状を送り、更なる除雪技能の向上や除雪従事者の育成など当該企業等及び従事者の除雪業務に対する意欲の向上と、他の企業等及び従事者の除雪業務に対する取組み意欲を喚起し、もって、冬期間の地域の安全安心、利便性向上の確保、地域経済活動の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 除雪業務

除雪作業及び凍結抑制剤散布作業

(2) 除雪企業

土木部出先機関の長が発注する除雪業務を受託した企業（協同組合等においてはその構成企業のうち除雪業務を行う企業）

(3) 除雪団体

「うつくしまの道・サポート制度」により除雪業務を実施した民間ボランティア

(4) 除雪従事者

除雪業務に携わる従事者

(贈呈)

第3条 土木部出先機関の長は、第4条に該当する企業等及び除雪従事者に感謝状を贈呈することができる。

(対象)

第4条 対象は、次のいずれかの要件を満たす企業等及び除雪従事者とする。

(1) 過去5年間連続して除雪業務を受託した除雪企業または実施した除雪団体（ただし、感謝状を受けた年度を含む5年度間は再表彰できない）

(2) 福島県土木部除雪事業計画書に基づく道路雪害対策地方本部設置のもと除雪業務に従事した除雪企業及びその協力企業、または除雪団体

(3) 第5条の推薦を受けた除雪従事者

(4) その他、出先機関の長が必要と認めた除雪企業及びその協力企業、または除雪団体並びに除雪従事者

(推薦)

第5条 土木部出先機関の長は、第3条の感謝状の贈呈を受ける企業等に対し、除雪従事者の推薦を依頼する。

2 企業等は、推薦の依頼があった際には、過去5年間連続して除雪業務に従事し、他の見本となるような除雪従事者を原則1名、様式第1号により出先機関の長へ推薦できる。

3 過去に本要綱に基づく感謝状の贈呈を受けた企業等は、県の除雪業務を連続して受託または実施している限り、除雪従事者を推薦することができる。ただし、一度表彰を受けた除雪従事者を再度推薦することはできない。

(時期)

第6条 贈呈は、次の時期に行うこととする。

(1) 第4条(1)及び(3)については、除雪業務(春先除雪を除く)の翌年度とし、出先機関の長の定める期日に執り行う。

(2) 第4条(2)及び(4)については、本要綱施行後に発生した事象の都度とし、出先機関の長が定めた期日に執り行う。

(所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、土木部道路管理課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

福島県道路除雪従事者表彰推薦書

年 月 日

〇〇〇〇事務所長 様

推薦者 住 所
名 称
代表者の氏名

福島県道路除雪表彰事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。
なお、この推薦書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 道路除雪従事者の状況

別紙1 道路除雪従事者推薦調書のとおり

道路除雪従事者推薦調書

1 道路除雪従事者として推薦する者

氏名	
住所	
生年月日	
性別	
除雪従事歴 ※過去5年間連続 従事していること	年～年
主な業務内容	
推薦理由	